

<合法伐採木材証明の例>

合法伐採証明
令和2年8月30日
〇〇建設株式会社 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 代表取締役 全木 太郎
*1 登録番号などあれば記載してください。
(現場名) で使用した下記木材は語法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法性を確認した木材です。
木材の明細 合法性を確認した木材を明示していただくために、樹種、サイズ、数量などを記載してください。

- ・申請者名義で発行してください。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進 に関する法律に基づく木材であることを明記してください。

*1 クリーンウッド法の登録木材関連事業であれば登録番号、森林認証の認証取得事業者であれば認証番号、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者であれば認定番号を記載してください。)

※合法伐採証明を発行するには、調達先から発行された合法伐採木材に該当することを示す書面での確認が必要です。

合法伐採木材の確認方法の一つの例として林野庁ガイドラインの団体認定をうけた木材事業者が発行する「木材の合法証明」があります。

木材の合法証明については、下記の項目を記載されているか確認してください。

- ①認定事業者番号
- ②文言で合法性を提示していること

例：下記木材製品は、合法的に伐採された木材のみを原材料としています。

- ③合法木材が明確に提示されていること。

→「木材の合法証明」の詳細について、合法木材 Navi (<https://www.goho-wood.jp/>) をご覧ください。

<請求書、請求明細書の例>

算出した調達費の根拠を示す資料として、請求明細表、木拾い表を提出していただきます。
提出される資料には「材積」、「金額」、「JAS の品目区分」の判別ができることが必要です。
明細に JAS の品目区分の記載がない場合は、追記などして下さい。

請求書

〇〇建設株式会社御中

令和2年8月30日

□□製材株式会社

現場名：▲▲商事 本社新築工事

No.	樹種	W	H	材積	単位	金額	備考	
1	杉	120	120	0.7560	m ³	224,640	E70 SD15	①
2	杉	105	120	0.7560	m ³	54,432	SD15	②
3	檜	120		1.1520	m ³	80,640		③
4	杉集成材	120	120	0.320	m ³	34,560	E105-F210	④
5	杉集成材	120	150	1.0800	m ³	86,400	E105-F210	④
6	杉集成材	120		2.0160	m ³	161,280	E105-F210	④
7	杉集成材	75	24	0.4175	m ³	113,400	E105-F210	④
8	杉集成材	120	120	0.800	m ³	216,000	E105-F210	⑤
9	杉集成材	105		0.3780	m ³	28,350	E105-F210	⑤
10	杉集成材	105		0.1654	m ³	12,405	E105-F210	⑤
11	合板	910	1820	0.969	m ³	30,000		⑥
12	合板	910	1820	1.1925	m ³	72,000		⑥

- ① JAS 機械等級区分構造用製材
- ② JAS 目視等級区分構造用製材（乾燥処理）
- ③ ノンJAS品
- ④ JAS 構造用集成材（中断面以上）
- ⑤ JAS 構造用集成材（小断面）
- ⑥ JAS 合板